

議会の視点・論点

Q 今金町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定については、マイナンバーを利用し町独自の事務に対して個人情報等を閲覧する事が出来るという事なのか。

A この条例を制定する事により、今金町が独自で行っている事務については、マイナンバーを利用し、今まで証明書類（住民票や課税証明等）を提出していただいたものについて、電子上で確認する事ができる事となります。（総務財政課）

Q 個人情報はプライバシーに係わる事ですのでセキュリティー対策はどうなっているか。

A どの自治体でもマイナンバーや特定の個人情報については、LGWANという専用回線を利用し、通常のインターネット回線とは完全に切り離して運用しておりますので、悪意のある攻撃を受ける事はありません。昨年度から更に強靭化を図るという事でシステムの見直し作業も行っております。（総務財政課）

Q 個人情報を閲覧する場合、本人から承諾をとる必要は無いのか。必要が無い場合は本人に閲覧する事を伝えなくてよいのか。

A 今回の条例で規定する事務については、本人の承諾は必要ありませんが、元々、証明書類で提出を求めていたものですので、申請の際にはマイナンバーを使って情報をやり取りするという事は当然説明する事になります。（総務財政課）

Q 個人情報を扱うという事ではヒューマンエラーも考えられますか、それに対する研修はどの位の頻度で行っているのか。

A ヒューマンエラーの部分は職員の意識的な啓発もそうですが、USBメモリー等の記憶媒体の接続制限もしております。また、個人情報等を扱う職員は特定の職員に限定され、通常一般職員は直接触れる事が無いように運用しております。研修は定期ではありませんが、専門研修も行っておりますし、通常の職員研修で対応できるものは随時行いたいと考えております。日頃からの心構え的な啓発については、これからも継続して行っていきたいと思います。（総務財政課）



Q マイナンバーカードは今現在どの程度申請があるのか。また、申請時の写真についてはいつまで無料でサービスするのか。

A 平成29年2月末の数字では、申請件数が535件、うち交付がされているものが470件となります。残りの65件については、手続き中又は送付中で手元にまだ届いていないものとなります。申請時の写真については、初回は無料となり、紛失や再発行時には500円の手数料が発生いたします。（総務財政課）

Q ひやまバリアフリーレジャー整備事業については、特に観光施設の部分で予算が計上されていますが、バリアフリーに対して町の全体的な考え方、今後のバリアフリーに対する考え方をお聞かせ願いたい。

A 今回は、ひやまバリアフリーレジャー整備事業という事で、檜山管内7町が連携をしながら各町の観光施設のバリアフリー化という事で昨年度から実施しております。昨年は障がい者スポーツ大会に向けて色々とバリアフリー化をしてきましたし、本年度はクアプラザピリカのセンターハウスから浴室までの間や、浴場入口の段差解消等という形で予算を計上しております。町全体という事では、公共施設については整備が進んでおりますが、まだ行き渡らないところもあると思います。(まちひと交流課)

不特定多数の方が使われる施設、地域の会館などについては逐次計画的な整備をしながら、トイレの洋式化やスロープの修繕など行っております。

財政的な問題もありますが全ての施設について計画的な取り組みが求められますので、今後も検討していきたいと考えております。(総務財政課)



Q クアプラザピリカではキャンプ用品を備品購入し、キャンプ事業を行うとありますが、主体は町なのかクアプラザピリカなのか。また、平成26年からキャンプ場を休業したが、休業をした理由を教えていただきたい。

A 備品購入については、クアプラザピリカ自体は町の公共施設なので、そこで活用するものは町で購入いたします。購入した備品については、有効に活用して付加価値を付けて営業していただく事で、事業主体はクアプラザピリカの指定管理者（TTNコーポレーション）が行います。

平成26年からの休業理由については、前指定管理者のマックアースリゾートが指定管理者になるにあたり、採算が合わないという事でキャンプ事業とパークゴルフ事業を指定管理から抜いたことにより休業となっております。(まちひと交流課)



Q 改めてキャンプ事業をスタートするため備品も揃えて準備をするので、キャンプ事業の周知方法や予定地の水回り等の設備はどうなっているか教えていただきたい。

A 周知方法については、町の広報紙やホームページは勿論ですが、今回は広告料27万円も予算計上しております。これは雑誌じゃらんにキャンプ場のリニューアルオープンについて広告するものです。また、アウトドアメーカー、ロゴスコーポレーションとの連携協力により、そちらのホームページや雑誌等を活用して周知を考えております。水回り等については、休業以来水を止めておりますので、オープンまでに間に合うように検査をして修繕が必要なものについては修繕していくと考えております。

(まちひと交流課)

Q 新総合体育館建設に伴い、ゲートボール場が廃止となる事については利用団体にも説明がなされているとの事ですが、廃止する事によって代替え地などの要望は無かったのか。

A やむを得ない場合には体育館のアリーナ等でプレーするという事もありますが、屋外での競技も続けたいとの意向も受けております。整備については簡易的なものでも構わないとの要望も受けておりますので、今後に向けて更に協議を深めて設置について検討するという事で話し合いをしております。

(教育委員会)

Q 今回、防災費においてドローンを84万6千円で購入するとあるが、ドローン本体以外の付属品とはどういうものか。また保管はどこですのか。

A ドローン本体一式の価格が1台税抜きで18万8,889円となり、これを2台購入いたします。付属品については、バッテリー、ハードケース、ガスカートリッジ式の発電機等になります。なお、カメラは本体に含まれております。保管については、消防署において2台とも保管いたします。
(まちづくり推進課)



Q ドローンの今後の計画、目標の中に将来的には赤外線カメラやズームカメラを搭載できるようになるとあるが、今回の付属品には含まれていないのか。また、昨年11月にはドローンに関する先進地視察を役場職員と消防職員が行っているが、その研修内容や成果についてお聞かせください。

A 将来的には、赤外線カメラやズームカメラを搭載できる防寒防水、対電磁波性能の高い業務用のドローンの導入も検討しております。今回購入しますのがファントム4 PROというもので、主に空撮用のドローンとなります。先進地視察については静岡県焼津市と札幌市で行っております。焼津市では災害時のドローン活用状況や飛行見学、操縦体験を、札幌市ではドローン販売会社においては機種説明や導入経費等についての説明を受けております。焼津市では15名体制の防災航空隊を組織しており、平成27年の大雨による土砂災害を契機に、「災害対策本部の強化」「災害の見える化」という事を推進して、災害時にはドローンが必要だとして導入しております。
(まちづくり推進課)



Q ドローンの飛行について、航空法での人口集中地区や夜間飛行についてはどうなっているか。

A 人口集中地区では飛行禁止となっております。近隣では八雲町や江差町が該当となります。今金町は該当いたしません。航空法では、ドローンは日中運用できるという事で、日の出から日没までとなっており、夜間飛行については、国土交通省への許可申請が必要となります。
(まちづくり推進課)



Q 今金町無人飛行機運用マニュアル(案)が出ております。民間でも既にドローンを導入している会社もあるので協議会的なものが必要になってくると思うが、その辺の考え方は。

A ドローンの安全講習等は定期的に開催し、役場でも開催を予定しています。町内外、近隣町とも連携した協議会というのは将来的に考えながら検討したいと思います。(まちづくり推進課)
ドローンの運用は安全対策が1番だと思います。すぐできるものについては、協議会的なものをつくって、民間サイドが担える部分、行政が担う部分というものは共有する部分もあると思いますので、そういう観点では早急に対応していきたいと思います。(副町長)

Q 要保護・準用保護児童生徒就学援助費等については、一定所得以下の方に対して援助をしていると思いますが、小・中学校でどのくらいの人数がいるのか。また、ここ数年の傾向はどうなっているのか。

A 直近の4年分については、平成26年度では要保護・準用保護対象者が小・中学生併せて62名、うち5名が要保護対象者となり、全体割合で16%となります。平成27年度は52名、うち2名が要保護対象者で割合が16%、平成28年度は39名、うち2名が要保護対象者で割合が11%、平成29年度は5月までの受付で39名、うち3名が要保護対象者で割合が12%となっております。傾向としては年々減少傾向にはなっております。(教育委員会)

Q 要保護・準用保護児童生徒就学援助費等の制度について、どのような周知方法をとっているのか。

A 制度の周知方法については、ホームページ等を活用した周知もしておりますし、各世帯への周知がもれる事が無いように、まずは小・中学校の入学説明会において学校を通じ、各世帯全てに周知しております。また、転入があった場合においても、都度学校を通じながら確実に制度の内容周知と申請書類をお渡しできるよう徹底しているところです。(教育委員会)



Q 要保護・準用保護児童生徒就学援助費等の援助項目については8項目ありますが、他の市町村ではクラブ活動費やPTA会費等も援助しているところもあります。今金町では今後クラブ活動費やPTA会費について、援助項目を追加していくような考えがあるのか。

A いまの国の制度の中では、様々に対象品目を定めています。学用品、体育実技用品、新入学の学用品、通学への支援、修学旅行、校外活動、クラブ活動、生徒会やPTA活動等についても対象品目となっております。今金町の取り組みについては実勢を見ながら決定をしておりますが、国の品目に対して対応していないものが通学にかかる援助であります。これについては、公共機関を使っての通学が無い事から対象としておりません。その他にPTA会費や生徒会費、クラブ活動費についても対象としておりませんが、こういった費用についても今金町では上乗せするような形で実勢に合わせた単価設定をしておりますので、既に組み込まれており項目を分けをしていないという事でご理解いただきたいと思います。(教育委員会)



Q 要保護・準用保護児童生徒就学援助費等の支給時期について、特に小・中学校に入学する際はお金が必要になります。入学してからの支給になると保護者としても大変だと思いますので、入学前に支給する事はできないのか。

A いま申請の受付については、早い段階から行っていますが、やはり入学が確定してから審査決定をするという事で、教育委員会でも4月中に審査決定をし、速やかに必要な経費を順次支給しております。平成29年度に入ってから国の考え方という事で、入学前であっても予定者という形で支給できるような制度設計の見直しを進めるような通知もありましたので、国の考え方とも整合性を取りながら今後検討していきたいと思います。(教育委員会)

